

## 第6章

# 資料編

- 1 用語解説
- 2 数値資料
- 3 参照資料
- 4 計画の策定過程
  - (1) 宇治田原町環境審議会構成
  - (2) 宇治田原町環境保全計画策定委員会構成
  - (3) 策定の過程
  - (4) 住民交流会（ワークショップ）
  - (5) パブリックコメント
  - (6) 諮問及び答申
- 5 根拠法令

## 1 用語解説

<p>※ 1 「再生可能エネルギー」 P1</p>	<p>「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義され、同法施行令（政令）で「太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス」と定められる。</p>
<p>※ 2 「温室効果ガス」 P5</p>	<p>大気中には、太陽からの放射熱で加熱された地表面から放射された赤外線を吸収する性質を持つ温室効果ガスがあり、吸収された熱の一部は地表と大気上層に向けて放射される。そのため地表面は日射に加えて大気からの放射で加熱され、より高い温度となる「温室効果」が現れる。</p> <p>「京都議定書」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6物質を温室効果ガスとして削減対象にしている。</p>
<p>※ 3 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」 P5</p>	<p>各国が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論する公式の場としてUNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）の共催で1988年11月に設置された。温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的、社会経済的影響の評価、今後の対策の在り方について検討しており、約1,000人にのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1990年8月に第1次評価報告書を公表した。</p>
<p>※ 4 「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」 P5</p>	<p>「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」とは、地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で、1992年5月9日に採択され、日本は平成4（1992）年6月13日に署名、1994年3月に発効した。COPは同条約締約国会議が議定書の締約国会合として年1回開催される場合の呼称で、平成9（1997）年12月に日本で開催された第3回会議（COP3）では、2020年までの温暖化対策の国際ルールとなる「京都議定書」が採択された。</p>

<p>※5 「カーボンニュートラル」P6</p>	<p>日常生活や事業活動からの温室効果ガスの排出量と、排出削減や吸収量がイコールの状態になること（炭素中立）。</p>
<p>※6 「地域循環共生圏」P6</p>	<p>「第二次循環型社会形成推進基本計画」（平成20（2008）年3月閣議決定）において、「地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていく」として提示された「地域循環圏」の考えに加え、自然の恵みである生態系サービスの需給でつながる地域や人々を一体としてとらえ、連携や交流を深めて相互に支えあっていく「自然共生圏」の考え方を包含するもので、平成30（2018）年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」で新たに提唱された。</p> <p>農山漁村は自然資源や生態系サービスを、都市部は資金や人材など、各地域がそれぞれの特性に応じて補完して支えあい、地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成するというもの。</p>
<p>※7 「再生可能エネルギー導入の「促進区域」」P6</p>	<p>令和4（2022）年4月に改正施行された地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が「地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域（促進区域）」を設定し、区域内で事業者が地域協議会での合意形成を図りつつ、市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を市町村に申請し、市町村は事業者に代わって国や都道府県と協議して同意を得たうえで環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を市町村計画に適合するものとして認定する。</p> <p>促進区域を設定するための環境配慮基準は国が定めた基準に基づき都道府県が設定し、あらかじめ景観や動植物の生態系に配慮すべきエリアを除外することで、再エネの開発による自然環境や生活環境への影響を抑え、再エネ発電設備などが増えることによって、地域の経済・社会の持続的な発展が期待できる。</p> <p>全国では長野県箕輪町がはじめて促進区域を設定した。</p>

<p>※8 「3R(スリーアール)」 P6</p>	<p>廃棄物の発生を抑制するリデュース (Reduce)、再使用するリユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の頭文字をとったもので、ごみの処理による環境への影響を低減し、循環型社会を構築するために重要とされる。近年では、使い捨て容器などの提供を断るリフューズ (Refuse) と修理して長く使うリペア (Repair) を加えた「5R」の考え方が提唱されている。</p>
<p>※9 「マイクロプラスチック」 P6</p>	<p>川などに流れ込んだプラスチックごみが波で砕かれたり、紫外線による分解で5mm以下の小さなプラスチック片となったもの。水環境中に存在する残留性有機汚染物質 (POPs) を吸着する性質があると言われ、海洋生態系への影響だけでなく、POPsを吸着したマイクロプラスチックを水生生物が摂取することで生物濃縮され、それらを人が食べることによって人体に害がおよぶことが懸念される。</p>
<p>※10 「アスベスト」 P7</p>	<p>「石綿 (いしわた又はせきめん)」とも呼ばれ、主に蛇紋岩や角閃石の繊維状鉱物。柔軟性や耐熱性があり、ボイラー暖房パイプの被覆や自動車のブレーキ、建築材への吹付による断熱材として広く利用された。しかし、飛散した微細な結晶を吸引することで肺がんや中皮腫の原因となり、大気汚染防止法により特定粉じん指定された。</p>
<p>※11 「PM2.5」 P7</p>	<p>大気中に浮遊する直径が2.5<math>\mu</math>m以下の微粒子 (1<math>\mu</math>mは1千分の1mm) で、大気汚染の原因物質のひとつ。従来の浮遊粒子状物質 (直径10<math>\mu</math>m以下) よりもはるかに微小で、吸入することで人体への影響が懸念されている。中国大陸での大気汚染で注目を浴びたが、たばこや野焼きで発生する煙にも含まれている。現在は大気汚染防止法に基づき全国で常時監視されており、環境省の大気汚染物質広域監視システム (そらまめくん) などで公表されている。</p>

<p>※12 「PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）」P7</p>	<p>有機フッ素化合物のうち、「PFAS」と呼ばれる1万種類以上の物質の中でも、PFOS及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など幅広い用途で使用されてきた。</p> <p>難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含め世界中に広く残留し、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見がないため、予防的な取組方法の考え方に立ち、2019年までに廃絶等の対象とすることが決められ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止している。</p> <p>令和2（2020）年、厚生労働省では水道水について、環境省では公共用水域や地下水における水質管理目標設定項目に位置付け、PFOSとPFOAの合算値で50ng/L以下とする暫定目標値を定めている。</p>
<p>※13 「特別管理廃棄物」P7</p>	<p>廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するため、収集運搬や処理では他の廃棄物と区別し、特定の方法による処理を義務付けているもの。廃棄物処理法施行令ではPCB、廃水銀、感染性廃棄物、廃石綿などが指定されている。その排出元から特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に区分される。</p>
<p>※14 「生物多様性条約締約国会議」P7</p>	<p>生物多様性の保全は人類の生存には欠かせないものであり、世界全体で取り組む必要があるため、1992年5月に生物多様性条約が採択され、翌年12月に発効した。</p> <p>その目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分であり、先進国の資金で途上国の取組を支援する資金援助と、先進国の技術を途上国に提供する技術協力の仕組みがある。</p> <p>国内では、条約第6条「保全及び持続可能な利用のための一般的な措置」に規定されている「生物多様性国家戦</p>

	<p>略」を平成7（1995）年に閣議決定、平成20（2008）年には「生物多様性基本法」が施行された。</p> <p>条約の締約国会議（COP）はこれまで1994年の第1回から2022年の第15回まで開催されており、特に名古屋市で開催された平成22（2010）年の第10回会議（COP10）では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書と、2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択された。</p>
<p>※15 「ユネスコ」P8</p>	<p>ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関で、1946年11月設立、1951年7月に日本も加盟。国内では、日本ユネスコ国内委員会が「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、教育、科学、文化及び情報・コミュニケーションの分野で事業を実施している。よく知られているものには世界遺産活動などがある。</p>
<p>※16 「NPO」P8</p>	<p>NPO法人は「特定非営利活動法人」の略。阪神・淡路大震災（平成7（1995）年）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10（1998）年に特定非営利活動促進法が制定され、同法に規定する特定非営利活動を行う団体に対し法人格を付与する。法人となるための基準のひとつに「営利を目的としないものであること」とされるが、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められており、事業で得た収益は団体の構成員に対し収益を分配したり財産を還元せず、特定非営利活動に充てなければならない。</p>
<p>※17「城南衛生管理組合」P10</p>	<p>宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び本町で構成する一部事務組合で、一般廃棄物や資源物の中間処理施設、し尿処理施設を管理し、構成市町の区域内から排出されるし尿の収集処理や一般廃棄物の処理などを行う。構成市町の議会議員から選出された議員により組合議会を構成する。</p>

<p>※18 「外来種」 P11</p>	<p>本来生息地ではなかった場所へ自力で移動できない生物が人為的に移されたもので、明治以降に海外から移入された「国外由来の外来種」と、国内の他の生息地から移された「国内由来の外来種」がある。海外からは、有史以来、多数の動植物が産業や鑑賞目的で移入されてきたが、明治以降は特に海外との交流が活発となり、人や物資の移動が容易になったことで多数の外来種が移入され、日本の野外に生息する外国起源の生物の数はわかっているだけでも約2千種にもなる。中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを特に「侵略的外来種」といい、「生態系被害防止外来種リスト」にはアライグマやオオクチバス、アメリカザリガニなど身近で見られる生物がリストアップされている。特に外来生物法によって規定された「特定外来生物」は、その飼育や移動などについて厳しく制限されている。</p>
<p>※19 「環境基準」 P11</p>	<p>環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標であるため、「規制基準」と異なり、法により規制されるものではない。人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図り、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものであるとされる。</p>
<p>※20 「規制基準」 P11</p>	<p>規制基準は、公害に関する各種法律に基づき、事業活動に伴い発生する騒音や振動、排水などに関する基準を定めたもので、その適用区域として指定された区域で事業活動を行う事業所が、騒音や振動などを発生させるものとして指定された「特定施設」を設置した場合はその基準を遵守しなければならない。京都府では、法による規制に加えて「京都府環境を守り育てる条例」に基づく規制基準を定めている。</p>

<p>※21 「一般廃棄物」 P11</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物）」とされるもののうち、同法で規定される「産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物）」を除いたもの。一般廃棄物のうち、家庭生活に伴い排出されるものを「家庭系一般廃棄物」、事業活動に伴い排出されるもののうち産業廃棄物を除くものを「事業系一般廃棄物」として区分する。</p>
<p>※22 「プラスチック製容器包装物（プラマーク）」 P18</p>	<p>高度経済成長に伴う「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって生み出された廃棄物は増大の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる事態も生じたため、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることが重要となり、特に、一般廃棄物のうち容量で約6割、重量で約2割を占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となった。</p> <p>平成7年（1995）年、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が制定され、その後の改正により事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなどが構築され、城南衛生管理組合構成市町では、平成27（2015）年からプラスチック製容器包装物の分別回収を開始した。</p> <p>プラスチック製品の中でも、商品を梱包・収納するものが対象で、「プラマーク」が表示されていることがひとつの目安とされる。</p>
<p>※23 「P P A」 P32</p>	<p>P P A（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体の施設で利用することで電気料金と温室効果ガス排出量を削減できる。自らの所有地を貸し出して第三者の事業者が設備を持つため、土地所有者は設備投資をする必要がない。</p>



<p>※24 「EV」P33</p>	<p>電気自動車の略。電気を動力源に動作するため、温室効果ガスを排出せず、使用する部品もガソリン車等よりも少ないため、製造段階においても温室効果ガスの排出を抑制することができる。</p>
<p>※25 「PHV」P33</p>	<p>プラグインハイブリッド車の略。ガソリンエンジンとモーターを使い分けるハイブリッド車のうち、自宅や充電スタンドでの充電が可能な車両。災害時には非常電源として利用することができる。</p>
<p>※26 「ZEH（ゼッチ）」P33</p>	<p>「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略。断熱性能を大幅に向上させ、省エネと太陽光発電設備等の導入で年間の一次エネルギー消費量が収支ゼロとなることを目指した住宅。2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府目標を掲げている。</p>
<p>※27 「ZEB（ゼブ）」P33</p>	<p>「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略。ビルにおいてZEH同様、一次エネルギー消費量を正味または概ねゼロになることを目指すもの。</p>
<p>※28 「森林経営管理事業」 P34</p>	<p>市町村が森林所有者から、手入れの行き届いていない森林の経営について委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。</p>

<p>※29 「カーボンオフセット」 P34</p>	<p>日常生活や経済活動に伴い排出される CO<sub>2</sub> 等の温室効果ガス排出量削減するよう努力し、それでもなお排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方。また、カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を、信頼性のあるものとするため、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」を2008年11月に創設し、2013年度からは、J-V E R制度及び国内クレジット制度が発展的に統合したJ-クレジット制度が開始された。J-クレジット制度とは、環境省、経済産業省、農林水産省が運営するベースライン&amp;クレジット制度であり、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を認証することで、家庭・中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。</p>
<p>※30 「SNS」P35</p>	<p>「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。インターネット上の各種コミュニティサイトで、ユーザーが情報発信や交流を図る。個人だけでなく、公共機関や企業が情報発信やマーケティングに活用し、利用者の多いものに「X（Twitter）」、「Facebook」、「LINE」、「Instagram」などがある。</p>
<p>※31 「生ごみ処理機」P35</p>	<p>家庭で発生する生ごみをたい肥化したり、乾燥させるための機械。屋外で微生物などの力でたい肥化するコンポストなどとともに、町では家庭での購入に対して補助金を交付し、ごみの排出量の削減を図っている。</p>

※32

「ダイオキシン」P37

平成 11（1999）年に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナー PCB を含めて“ダイオキシン類”と定義されている。

ダイオキシン類は一部の研究目的で作られる以外には、ごみの焼却などの過程で自然に生成され、他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源がある。環境中に出た後の動きの詳細はよくわかっていないが、大気中の粒子などにくっついたダイオキシン類は、地上に落ちてきて土壌や水を汚染し、プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

ダイオキシン類は人工物質としては最も強い毒性を持つといわれるが、日常の生活の中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合であり、実際に環境中や食品中に含まれる量は超微量であるため、日常の生活の中で摂取する量により急性毒性は生じることはないと考えられる。

全国的なダイオキシン類の汚染実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌の汚染の状況が地方公共団体によって監視されており、現在はほとんどの地点で環境基準を達成している。城南衛生管理組合でも、ごみの焼却施設の周辺地域で毎年ダイオキシン類の測定を行っている。ごみの焼却炉を設置する場合は、燃焼によりダイオキシン類が発生しないよう、構造や焼却方法について一定の基準が設けられている。

<p>※33 「特定施設」 P38</p>	<p>騒音規制法や振動規制法などにより、金属加工機械、空気圧縮機（コンプレッサー）、破砕機などの著しい騒音や振動などを発生させるおそれのあるものとして指定されているもの。バックホウなどを用い、著しい騒音や振動を発生させるおそれのある建設工事は「特定建設作業」とされる。特定施設を設置する工場や事業場を「特定工場等」という。法に基づき指定された区域内（指定区域）に特定施設を設置する場合、または特定建設作業を実施する場合は、特定施設設置届や特定建設作業実施届を事前に提出する必要がある。指定区域内の特定工場等は法に規定された規制基準を遵守しなければならない。なお、京都府では法で指定する特定施設に加えて「京都府環境を守り育てる条例」においても騒音、振動、悪臭に関する特定施設を指定している。</p>
<p>※34 「生活排水処理率」 P39</p>	<p>台所や洗濯、風呂、トイレ等から流れる生活排水は、河川等の水質汚濁の原因の一つとなるため、生活排水処理施設では、微生物の働きなどを利用し生活排水を処理してから公共水域に排出している。「生活排水処理率」は住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合で、下水道または合併浄化槽により生活排水を処理している場合が対象。</p>
<p>※35 「合併処理浄化槽」 P39</p>	<p>台所や風呂などからの排水とし尿の両方を処理する浄化槽。し尿のみを処理するものは「単独処理浄化槽」という。平成 13（2001）年の浄化槽法改正により、法律上では、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけられ、単独処理浄化槽は原則的に新規設置ができない。また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならないとされる。</p>
<p>※36 「野犬」 P40</p>	<p>「野良犬」が主に人家周辺で暮らす飼い主のいない犬であるのに対し、野山で人間と接触せず、自ら食料を得て繁殖している犬のこと。「やけん」又は「のいぬ」と呼ばれる。飼い主のもとから逃亡または捨てられた飼い犬や猟犬の子孫と考えられる。</p>

<p>※37 「京都モデルフォレスト協会」 P41</p>	<p>平成 18（2006）年、森林から恵みを受ける府民の参画と協働により、府民共有の貴重な財産である京都の森林を守り育てる活動を行うため「京都モデルフォレスト協会」が発足し、同 21（2009）年に公益社団法人に移行した。会員数は令和 5（2023）年 5 月時点で 265 の法人・団体、個人を数え、正会員、賛助会員、友の会会員で構成される。</p> <p>主な活動に、協会が行政と連携し、地域の森林と府民や企業等をつなぐパイプ役となりながら、企業等に具体的な森林活動の場所等を提示して森林づくり活動への参加を呼びかけるとともに、企業等からの寄付金等による森林づくり基金を設置して運営する「森林づくり基金」、39 団体の企業・大学・団体等（令和 4（2022）年 11 月時点）が森林利用保全協定を締結し、連携を図りながら森林保全活動に取り組む「企業等参加の森林づくり活動」、京都府温暖化対策条例に基づき一定の事業規模以上の事業者による温室効果ガス排出量削減計画書の中で森林整備による二酸化炭素の吸収量の認証を行う「京都府森林吸収量認証」、京都府「豊かな森を育てる府民税」を原資とし、放置され荒廃した森林において、地域住民等が下刈りや間伐などの里山林保全活動に取り組めるよう事前に行う「ふるさとの里山林保全活動推進事業」などがある。</p>
<p>※38 「有害鳥獣」 P41</p>	<p>有害鳥獣とは、農林業の食害や人身等に被害を及ぼす鳥獣のことを指し、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、カラス等を対象としている。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）は、鳥獣の保護と管理、狩猟の適正化を図ること等を目的とした法律であり、野生鳥獣の捕獲に関しては、同法により原則として禁止されているが、その例外として「狩猟」と「許可捕獲（有害鳥獣捕獲など）」が認められている。野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系への被害が生じているかそのおそれがあり、各種の被害防止対策では十分でない認められた場合、被害の防止軽減を図るため有害鳥獣捕獲が行われる。捕獲許可申請は、被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合など）が行うことができる。ただし、一部のネズ</p>

	<p>ミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）とニホンアシカ等を除く海棲哺乳類の多くについては、他の法令で管理されていることから鳥獣保護管理法の対象鳥獣からは除外されている。また、農業または林業の事業活動に伴いやむを得ず行われるネズミ類、モグラ類の捕獲は、許可を要しない。</p>
<p>※39 「BAU排出量」P50</p>	<p>「BAU」とは「Business as usual」の略で、温室効果ガス排出量の算定において、現状から追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量（現状すう勢）。</p>
<p>※40 「森林環境譲与税」P54</p>	<p>平成 30(2018)年に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出量削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31(2019)年に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により創設された。</p> <p>森林環境税は令和 6（2024）年から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収し、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。</p> <p>森林環境譲与税は、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされ、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。</p>

※41

「環境保全協定」 P81

事業活動による公害の発生を防止し良好な環境の保全をはかるため、町と事業者が締結する協定で、昭和 58（1983）年に策定した「宇治田原町公害防止協定」を経て、平成 17（2005）年度から「宇治田原町環境保全協定」となった。締結対象は、「京都府ものづくり産業集積促進地域」へ立地した場合、3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為の許可を受け立地した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により廃棄物処理業の許可を受けた場合、各種公害防止法令及び京都府環境を守り育てる条例に規定する特定施設を設置した場合、のいずれかに該当する事業者。協定により事業者が果たすべき主な役割は、規制基準の遵守、排水の水質等町が指定する項目を測定し、町が指定する頻度により報告すること、エコオフィス活動、グリーン購入、緑地の整備等環境保全の実施、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、公害発生時の対応と町への協力である。特に規制基準については、法や府条例に規定する基準値の最大 10 分の 1 の基準値を設定していたが、工業団地においても下水道の整備が順次行われ、排水が直接公共水域に排水されることが減少したこと、独自の基準値をクリアするために排水処理施設への多大な投資が必要となり、事業活動への影響が大きいなど、事業者側から見直しを求める声が寄せられたため、町環境審議会での審議を経て、令和 2（2020）年に見直しを図り、協定締結事業者と町が改めて改定後の協定を締結した。改定後の協定では、規制基準は法又は府条例の基準値を遵守し、それ以外は環境基準を尊重すること、事故発生時は速やかに必要な対応や原因調査を行うことなどが盛り込まれている。

## 2 数値資料

図7 町内の人口等の推移（単位：人、世帯）

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
総人口	8,316	9,122	9,840	10,060	9,711	9,319	8,911	8,765	8,645
世帯数	2,058	2,360	2,681	2,929	3,097	3,232	3,421	3,404	3,441

※令和3年度以降は国勢調査の令和2年度人口から住民基本台帳の増減により算出した。

図8 年齢別人口と高齢化率（単位：人、％）

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
15歳未満	1,670	1,693	1,679	1,654	1,394	1,196	1,017
15～64歳	5,425	5,948	6,374	6,467	6,163	5,632	5,187
65歳以上	1,219	1,467	1,787	1,939	2,145	2,488	2,683
(高齢化率)	14.7%	16.1%	18.2%	19.3%	22.1%	26.7%	30.1%

※数値は10月1日時点の年齢3区分人口。「高齢化率」は総人口に占める65歳以上の人口。

図10 事業所（製造業）と製品出荷額の推移（単位：万円（製品出荷額））

	昭和60 (1985)	平成11 (1999)	平成17 (2005)	平成21 (2009)	平成26 (2014)	令和2 (2020)
事業所数	38	72	64	60	61	64
製品出荷額	337,484	4,781,231	4,873,721	4,545,080	7,174,453	8,531,084

※従業員数4人以上の事業所

図11 農家戸数の推移（単位：戸）

	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
農家戸数	697	616	528	504	428	357
農家比率	30.1%	22.1%	17.1%	15.2%	12.0%	9.4%
登録世帯	2,313	2,783	3,097	3,312	3,572	3,778

図12 森林面積と材積の推移（単位：ha、m<sup>3</sup>）

	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
面積	4,448	4,411	4,385	4,379	4,371
材積	875,525	927,596	1,006,824	1,070,812	1,121,254



図 13 就業者の産業大分類別割合の推移（単位：人）

人口

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	増減 (1990-2020)	増減率
第1次産業	517	457	431	400	414	397	248	-269	-52.0%
第2次産業	1,402	1,554	1,610	1,562	1,589	1,595	1,505	103	7.3%
第3次産業	2,279	2,538	2,715	3,012	2,821	2,835	2,634	355	15.6%
分類不能	3	1		29	110	102	326	323	10766.7%
合計	4,201	4,550	4,756	5,003	4,934	4,929	4,713	512	12.2%

割合

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
第1次産業	12.3%	10.0%	9.1%	8.0%	8.4%	8.1%	5.3%
第2次産業	33.4%	34.2%	33.9%	31.2%	32.2%	32.4%	31.9%
第3次産業	54.2%	55.8%	57.1%	60.2%	57.2%	57.5%	55.9%
分類不能	0.1%	0.0%	0.0%	0.6%	2.2%	2.1%	6.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 14 家庭ごみの排出量推移（単位：t）

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
燃やすごみ	1,619	1,658	1,746	1,708	1,674	1,678	1,741	1,725	1,666	1,651
燃やさないごみ	848	623	617	400	394	529	510	648	408	368

※町（直営又は委託）が収集運搬する家庭系一般廃棄物の量。

図 15 容器包装物排出量の推移（単位：t）

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
飲食料缶	21	20	22	22	23	24	24	17	18	18
飲食料ガラスびん	56	53	56	53	51	48	46	47	46	46
ペットボトル	23	21	24	26	25	26	26	21	27	26
紙パック	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1
発泡トレイ	5	3								
プラマーク		24	106	93	90	92	87	89	90	79

※「発泡トレイ」は平成27年1月から「プラマーク」となった。

図 16 1人1日あたりの排出量推移（単位：g）

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
家庭ごみ排出量	2,467	2,281	2,363	2,108	2,068	2,207	2,251	2,373	2,074	2,019
10月1日人口	9,852	9,779	9,649	9,547	9,404	9,376	9,272	9,165	9,019	8,899
1人1日あたり排出量	686	639	671	603	602	645	665	707	630	622

※1人1日あたり排出量(g) = 家庭ごみ排出量(t) ÷ 10月1日時点人口 ÷ 年間日数(365又は366) × 1,000,000

### 3 参照資料

#### 環境省

- 「第5次環境基本計画」平成30（2018）
- 「地球温暖化対策計画」令和3（2021）
- 「すべての企業が持続的に発展するために-持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド- 第2版」令和2（2020）
- 「気候変動適応計画」令和3（2021）
- 「災害廃棄物対策指針」平成30（2018）
- 「循環型社会形成推進基本計画」平成30（2018）
- 「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」令和5（2023）
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」令和3（2021）
- 「プラスチックを取り巻く国内外の状況」平成30（2018）
- 「日本の外来種対策」（環境省）
- 「災害廃棄物対策情報サイト」（同）
- 「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」（同）
- 「脱炭素ポータル」（同）
- 「生物多様性 Biodiversity」（同）
- 「熱中症予防情報サイト」（同）
- 「環境教育等促進法 関連情報」（同）
- 「動物の愛護と適切な管理 人と動物の共生をめざして」（同）

#### その他の省庁・機関

- 「荒廃農地の発生防止・解消等」（農林水産省サイト）
- 「認定農業者制度について」（同）
- 「鳥獣被害の現状と対策」令和5（2023）（農林水産省）
- 「森林・林業・木材産業の現状と課題」令和5（2023）（林野庁）
- 「森林経営管理制度（森林経営管理法）について」（林野庁サイト）
- 「森林環境税及び森林環境譲与税」（林野庁サイト）
- 「食品ロス削減関係参考資料」（消費者庁）
- 「今日からできる！家庭でできる食品ロス削減」（政府広報オンライン）
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（経済産業省）
- 「家庭向け省エネ関連情報」（資源エネルギー庁サイト）
- 「JCCCA全国地球温暖化防止活動推進センター（公式サイト）」
- 「一般廃棄物処理実績書（令和4年度版他）」（城南衛生管理組合）

## 京都府

- 「京都府環境基本計画」令和2（2020）
- 「京都府地球温暖化対策推進計画」令和3（2021）
- 「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）」令和3（2021）
- 「京都府循環型社会形成計画（第3期）」令和4（2022）
- 「京都府生物多様性地域戦略」平成30（2018）
- 「京都府 京とあーすの環境（環境トップページ）」（京都府サイト）
- 「きょうと生物多様性センター」（同）
- 「kcfca 京都府地球温暖化防止活動推進センター（公式サイト）」
- 「公益社団法人京都モデルフォレスト協会（公式サイト）」

## 宇治田原町

- 「宇治田原町第5次まちづくり総合計画（後期基本計画）」令和2（2020）
- 「第2期宇治田原町環境保全計画（含む宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」平成26（2014）
- 「宇治田原町都市計画マスタープラン」令和4（2022）
- 「森林環境譲与税の公表について」（宇治田原町ホームページ）
- 「公共建築物等における宇治田原町内産木材の利用促進に関する基本方針について」（同）
- 「水田フル活用ビジョンを公表」（同）
- 「宇治田原町多面的機能発揮促進事業について」（同）
- 「ぜひご利用ください「空家に関する制度」」（同）
- 「宇治田原町の自然環境」平成31（2019）エコパートナーシップうじたわら

## 4 計画の策定過程

### (1) 宇治田原町環境審議会 委員構成

	氏名	所属等	備考
会 長	北川 秀樹	龍谷大学名誉教授	
副会長	蘆原 昇	エコパートナーシップうじたわら会長	
委 員	岩瀬 剛二	エコパートナーシップうじたわら副会長	
委 員	上辻 眞知代	宇治田原町商工会女性部副部長	
委 員	羽賀 卓司	宇治田原工業団地管理組合常任理事	
委 員	山下 茂美	宇治田原町まちをきれいにする推進員	
委 員	栗山 淳彦	城南衛生管理組合施設部長	

### (2) 宇治田原町環境保全計画策定委員会 委員構成

	氏名	所属等	備考
会 長	北川 秀樹	環境審議会（会長）	
副会長	蘆原 昇	環境審議会（副会長）	
委 員	岩瀬 剛二	環境審議会（委員）	
委 員	上辻 眞知代	環境審議会（委員）	
委 員	羽賀 卓司	環境審議会（委員）	
委 員	上辻 久利	森林組合（推薦）	
委 員	山中 茂治	農業委員会（推薦）	～令和5年7月31日
委 員	浅田 豊春	農業委員会（推薦）	令和5年8月1日～
委 員	大嶋 良孝	町内有識者	
委 員	林 恵子	一般公募	
委 員	若林 純	一般公募	

(3) 策定の過程

年月日	項目	内容
令和5(2023)2月1日	環境保全計画策定委員一般公募	～2月17日
令和5(2023)4月17日	第1回環境保全計画策定委員会	・委員委嘱 ・計画の策定について ・第2計画進捗状況 ・第3期計画の概要
令和5(2023)6月15日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告
令和5(2023)8月25日	第2回環境保全計画策定委員会	・第3期計画素案
令和5(2023)10月15日	住民交流会	・ワークショップ
令和5(2023)10月23日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告
令和5(2023)11月1日	第3回環境保全計画策定委員会	・第3期計画原案 ・パブリックコメントの実施について
令和5(2023)11月15日	第1回環境審議会	・第3期計画原案 ・パブリックコメントの実施について
令和5(2023)12月11日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告 ・審議会開催報告
令和6(2024)1月9日	パブリックコメント	～2月8日
令和6(2024)2月20日	第4回環境保全計画策定委員会	・パブリックコメントの実施結果について ・第3期計画案
令和6(2024)3月8日	第2回環境審議会	・第3期計画案(答申)
令和6(2024)3月12日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告
令和6(2024)3月29日	第3期計画公表	

#### (4) 住民交流会（ワークショップ）

- ・実施日：令和5（2023）年10月15日 14：00～16：40
- ・会場：宇治田原町総合文化センター研修室1
- ・主催：エコパートナーシップうじたわら
- ・参加者：12名
- ・内容：基調講演、ワークショップ

北川秀樹氏（宇治田原町環境審議会、宇治田原町環境保全計画策定委員会会長）による基調講演の後、参加者を3グループに分け、「宇治田原の魅力・特色」「10年後の理想像・将来像」「地域・職場・家庭の取組」のテーマごとに意見を出し合い、グループごとに発表した。

宇治田原の魅力・特色はどのグループも「自然が豊か」「お茶」「工業団地（ものづくり）、働く場所がある」などが多くあげられていた。10年後については、自然も残しつつ、町内在住者だけでなく、町外からの人の流入（観光、移住者やワークシェアなど）により、町が活性化してほしいと思っている様子が伺えた。環境の取組については、「環境教育」がどのグループも重要さを挙げるものの、学校の状況（先生の多忙さ、授業カリキュラムの関係）で実施していくことにハードルがある。学校・行政のみで実施するのではなく、地域の方や外部の専門家の協力も仰ぎながら、計画していく必要性を北川氏が提案されていた。

(5) パブリックコメント

- ・実施期間：令和6（2024）年1月9日～2月8日
- ・周知方法：広報「町民の窓」1月号掲載、挟み込みチラシ  
町ホームページ掲載  
公共施設（役場庁舎、子育て支援センター、総合文化センター、老人福祉センターやすらぎ荘、ふれあい福祉センター）への資料設置
- ・募集対象：町内在住在勤の個人、事業者・団体、その他宇治田原町の環境施策に関心のある者
- ・提出件数：1件
- ・提出意見と回答

パブコメへの意見要旨と町の考え方

意見提出者：1名

主旨	ご意見の要旨	町の考え方
次代を担う世代が取り組む計画に	<p>第3期計画の最終年となる10年後は宇治田原町をはじめ、地球環境は大きく変化していると思います。</p> <p>その時代の中心を担う年齢層の人々が、さらに取り組みやすいよう、宇治田原町らしさを計画に組み入れ、今回の計画を基礎に宇治田原町が発信地となるような計画にしてください。</p>	<p>10年後の地球環境がどのように変化しているのか正確に予想することは難しいですが、ふるさと宇治田原町の目指すべき環境像（「環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごころのまち 宇治田原」）を決定しそれを実現しようというのが今回策定を進めている第3期計画です。</p> <p>ご提案のとおり、第3期計画は現代社会を支える世代から次代を担う世代である子供たちまで幅広い年齢層の方々がともに学び考え、取り組むことができるよう、本町の豊かな自然環境などを活用した「宇治田原らしさ」を盛り込み、地域に根差した取組を広く発信できるような計画にしたいと考えています。</p>

(6) 諮問及び答申

宇発第 629号  
令和6年3月8日

宇治田原町環境審議会  
会長 北川 秀樹 様

宇治田原町長 西 谷 信 夫

第3期宇治田原町環境基本計画（案）について（諮問）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は、本町環境行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、下記について諮問しますので、ご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 第3期宇治田原町環境基本計画（案）について  
計画期間：令和6（2024）年度～令和15（2033）年度



## 1. 第3期宇治田原町環境基本計画（案）について

宇治田原町環境基本計画は、本町の環境施策に係る基本的な方針を示すもので、第2期計画の計画期間の満了に伴い、次期計画の策定を進めてきたものです。

計画案の作成にあたり、学識経験者や各種団体、一般公募による「宇治田原町環境保全計画策定委員会」を立ち上げ、計画案についてご協議いただくとともに、ワークショップやパブリックコメントにより、住民の方々の意見をお聞きし、このたびの別添の計画案をとりまとめたところです。

つきましては、本計画案について貴審議会の意見を求めるものです。

令和6年3月8日

宇治田原町長 西谷信夫様

宇治田原町環境審議会  
会長 北川秀樹

第3期宇治田原町環境基本計画（案）について（答申）

令和6年3月8日付け宇発第629号により諮問を受けた第3期宇治田原町環境基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議を進めた結果、下記のとおりとりまとめましたので答申します。

宇治田原町においては、本答申の内容を踏まえ、計画を策定されるよう期待します。

記

別添計画案は、今後宇治田原町が直面する環境に関する課題の解決に向けた方針を示すものとして、妥当なものと考えられるため、貴町としては、案に基づき計画の策定を行うとともに、以下の点に留意して計画を推進されたい。

- (1) 住民に対し計画の内容について理解が進むよう努めること。
- (2) 計画で示した目標を達成するための具体的な施策を検討すること。
- (3) 関係機関と連携し、計画の推進に努めること。

## 5 根拠法令等

### 環境基本法

#### (地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

#### (市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。(※実行計画(事務事業編)のこと)

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 都道府県及び指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
  - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関し行う活動の促進に関する事項
  - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
  - 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
  - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。(※実行計画(区域施策編)のこと)

#### 宇治田原町環境審議会設置条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宇治田原町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 環境の保全に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、若干人で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり運営する。

2 審議会の会議は、委員(その議案に関係のある臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員(その議案に関係のある臨時委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

2 宇治田原町公害対策審議会設置条例(昭和49年条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成8年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日条例第5号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

## 宇治田原町環境保全計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 宇治田原町環境保全計画(以下「環境保全計画」という。)を策定するにあたり、関係機関及び関係団体との連絡及び調整を図るとともに、住民の意見を反映させるため、宇治田原町環境保全計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 策定委員会は、環境保全計画について協議及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 環境審議会委員

(2) 各種団体の代表

(3) 町内有識者

(4) 住民公募その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じて、専門部会に分かれて開催する。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日要綱第1号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日要綱第3号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日要綱第3号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月27日要綱第16号)

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

**第3期宇治田原町環境基本計画  
(含む宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編))**

発行：令和6(2024)年3月 宇治田原町建設環境課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1

TEL 0774-88-6639(直通) FAX 0774-88-3231(役場代表)

<https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>